

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正)

第十条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

(定義)

第六条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 六 省 略

七 確定申告書 所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書及び租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十七条の十二の二第九項(同法第三十七条の十三の二第十項において準用する場合を含む。)又は第四十一条の十五第五項において準用する所得税法第二百三十三条第一項(同法第一百六十六条において準用する場合を含む。)の規定による申告書をいう。
八 十八 省 略

(基準所得税額)

第十条 この章において「基準所得税額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得税の額(附帯税の額を除く。)をいう。

一 三 省 略

四 内国法人 次に掲げる所得につき、所得税法、租税特別措置法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額

イ 省 略

ロ 租税特別措置法第三条の三第二項に規定する国外公社債等の利子等、同法第六条第一項に規定する民間国外債の利子、同条第十一項に規定する外貨債の利子、同法第八条の三第二項に規定する国外投資信託等の配当等、同法第九条の二第一項に規定する国外株式の配当等、同法第四十一条の九第二項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等、同法第四十一条の十二第二項に規定する償還差益及び同法第四十一条の十二の二第一項に規定する差益金額

五 外国法人 次に掲げる所得につき、所得税法、租税特別措置法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額

イ 省 略

ロ 租税特別措置法第九条の六第三項に規定する外国特定目的信託の利益の分

(定義)

第六条 同 上

一 六 同 上

七 確定申告書 所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書及び租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十七条の十二の二第九項(同法第三十七条の十三の二第七項において準用する場合を含む。)又は第四十一条の十五第五項において準用する所得税法第二百三十三条第一項(同法第一百六十六条において準用する場合を含む。)の規定による申告書をいう。
八 十八 同 上

(基準所得税額)

第十条 同 上

一 三 同 上

四 同 上

イ 同 上

ロ 租税特別措置法第三条の三第二項に規定する国外公社債等の利子等、同法第六条第一項に規定する民間国外債の利子、同条第十一項に規定する外貨債の利子、同法第八条の三第二項に規定する国外投資信託等の配当等、同法第九条の二第一項に規定する国外株式の配当等、同法第四十一条の九第二項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等及び同法第四十一条の十二第二項に規定する償還差益

五 同 上

イ 同 上

ロ 租税特別措置法第九条の六第三項に規定する外国特定目的信託の利益の分

配及び外国特定投資信託の収益の分配、同法第四十一条の九第二項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等、同法第四十一条の十二第二項に規定する償還差益並びに同法第四十一条の十二の二第一項に規定する差益金額

(源泉徴収義務等)

第二十八条 所得税法第四編第一章から第六章まで並びに租税特別措置法第三条の三第三項、第六条第二項(同条第十一項において準用する場合を含む。)、第八条の三第三項、第九条の二第二項、第九条の三の二第二項、第九条の六第四項、第三十七条の十一の四第一項、第四十一条の九第三項、第四十一条の十二第三項、第四十一条の十二の二第二項から第四項まで及び第四十二条第一項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収(平成二十五年一月一日から平成四十九年十二月三十一日までの間に行うべきものに限る。)の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限(国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限をいう。第三十条第一項において同じ。)までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

257 省略

(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)

第三十三条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

所得税法					第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

配及び外国特定投資信託の収益の分配、同法第四十一条の九第二項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等並びに同法第四十一条の十二第二項に規定する償還差益

(源泉徴収義務等)

第二十八条 所得税法第四編第一章から第六章まで並びに租税特別措置法第三条の三第三項、第六条第二項(同条第十一項において準用する場合を含む。)、第八条の三第三項、第九条の二第二項、第九条の三の二第二項、第九条の六第四項、第三十七条の十一の四第一項、第四十一条の九第三項、第四十一条の十二第三項、第四十二条第一項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収(平成二十五年一月一日から平成四十九年十二月三十一日までの間に行うべきものに限る。)の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限(国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限をいう。第三十条第一項において同じ。)までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

257 同上

(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)

第三十三条 同上

同上					第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

租税特別措置法															
省略	第四十条第十四項	省略			省略	省略	省略			省略	省略			省略	
省略	の額	省略													
省略	の額及び復興特別所得税の額	省略													

同上															
同上	第四十条第十三項	同上			同上	同上	同上			同上	同上			同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）					災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）												
省略					省略					省略		省略		省略		省略	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	

同上					同上											
同上			同上	同上	同上					同上	同上	同上	同上	同上	同上	
同上																
同上																

								国税通則法							
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略								
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略								
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略								

								同上							
同上															
同上															
同上															

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	省 略	省 略	相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略				
									省 略	省 略	省 略	省 略
									省 略	省 略	省 略	省 略

257 省 略

（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）

第五十二条 省 略

2 前項に規定する法人税負担帰属額とは、第一号に規定する個別所得金額がある

場合には同号及び第二号に掲げる金額の合計額が第四号に掲げる金額を超えるとき

のその超える部分の金額を、第三号に規定する個別欠損金額がある場合には第

二号に掲げる金額が第三号及び第四号に掲げる金額の合計額を超えるときその

超える部分の金額をいい、同項に規定する法人税減少帰属額とは、第一号に規定

する個別所得金額がある場合には第四号に掲げる金額が第一号及び第二号に掲げ

る金額の合計額を超えるときその超える部分の金額を、第三号に規定する個別

欠損金額がある場合には同号及び第四号に掲げる金額の合計額が第二号に掲げる

金額を超えるときその超える部分の金額をいう。

同上												
									同上	同上	同上	同上
									同上	同上	同上	同上
									同上	同上	同上	同上

257 同 上

（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）

第五十二条 同 上

2 同 上

一 省略

二 租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五第五項又は第六十八条の十五の四第五項の規定、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この号及び第四号において「改正法」という。）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（第四号において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十第五項の規定その他これらに類する規定として政令で定める規定に規定する加算した金額のうち前項の連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額の百分の十に相当する金額

三 省略

四 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この号において「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の二の三第二項及び第三項、第二十五条の三第一項、第二十五条の三の二第一項並びに第二十五条の三の三第一項の規定、租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項、第七項及び第九項（同条第一項から第三項まで、第六項及び第七項の規定を同法第六十八条の九の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十第二項及び第三項、第六十八条の十一第二項及び第三項、第六十八条の十三第一項及び第二項、第六十八条の十五第二項及び第三項、第六十八条の十五の二第一項、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項及び第三項並びに第六十八条の十五の五第一項の規定、旧効力措置法第六十八条の十第二項及び第三項の規定その他政令で定める税額控除に関する規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち前項の連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額（租税特別措置法第六十八条の十五の六第一項後段（震災特例法第二十五条の四第一項の規定、改正法附則第八十条第一項の規定その他これらに類する規定として政令で定める規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により租税特別措置法第六十八条の十五の六第一項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分を除く。）の百分の十に相当する金額

3・4 省略

一 同上

二 租税特別措置法第六十八条の九第十一項（同法第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項又は第六十八条の十五第五項の規定、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この号及び第四号において「改正法」という。）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（第四号において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十第五項の規定その他これらに類する規定として政令で定める規定に規定する加算した金額のうち前項の連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額の百分の十に相当する金額

三 同上

四 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この号において「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の二の三第一項並びに第二十五条の三の二第一項の規定、租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項、第七項及び第九項（同条第三項及び第七項の規定を同法第六十八条の九の二第二項又は第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十第二項及び第三項、第六十八条の十一第二項及び第三項、第六十八条の十三第一項及び第二項、第六十八条の十五第二項及び第三項並びに第六十八条の十五の二第一項の規定、旧効力措置法第六十八条の十第二項及び第三項の規定その他政令で定める税額控除に関する規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち前項の連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額（租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項後段（震災特例法第二十五条の四第一項の規定、改正法附則第八十条第一項の規定その他これらに類する規定として政令で定める規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額がある場合には、当該相当する金額のうち当該連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額を控除した金額）の百分の十に相当する金額

3・4 同上

(復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)

第六十三条 省 略

2 前項に定めるもののほか、法人税又は復興特別法人税に係る国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 省 略

二 法人税又は復興特別法人税に係る国税通則法第五十八条第一項第一号イに規定する更正決定等(以下この条において「更正決定等」という。)について不服申立てがされている場合において、当該法人税又は復興特別法人税と納税義務者及び事業年度が同一である他の復興特別法人税又は法人税についてされた更正決定等があるときは、同法第九十条第一項若しくは第二項、第四百条第二項又は第一百五十五条第一項第二号の規定の適用については、当該他の復興特別法人税又は法人税についてされた更正決定等は、当該法人税又は復興特別法人税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

3 国税通則法第七十条第三項(租税特別措置法第六十六条の四第十七項又は第六十八条の八十八第十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により法人税について更正の請求(国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をいう。以下この項及び第五項において同じ。)に係る更正が行われた場合には、当該法人税に係る復興特別法人税についての更正若しくは決定(国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。第五項において同じ。)又は当該更正若しくは決定に伴って行われることとなる加算税(国税通則法第六十九条に規定する加算税をいう。以下この条において同じ。)についてする賦課決定(国税通則法第三十二条第一項又は第二項の規定による決定をいう。以下この条において同じ。)は、国税通則法第七十条第一項及び第二項の規定並びに第八項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができ。同条第三項(第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により復興特別法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合における当該復興特別法人税に係る法人税についての更正又は賦課決定についても、同様とする。

4 省 略

5 国税通則法第七十一条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定により法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合において、同号に定める期間の満了する日が同法第七十条の規定又は第三項若しくは第八項の規定により当該法

(復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)

第六十三条 同 上

2 同 上

一 同 上

二 法人税又は復興特別法人税に係る国税通則法第五十八条第一項第一号イに規定する更正決定等(以下この号及び第六項において「更正決定等」という。)について不服申立てがされている場合において、当該法人税又は復興特別法人税と納税義務者及び事業年度が同一である他の復興特別法人税又は法人税についてされた更正決定等があるときは、同法第九十条第一項若しくは第二項、第四百条第二項又は第一百五十五条第一項第二号の規定の適用については、当該他の復興特別法人税又は法人税についてされた更正決定等は、当該法人税又は復興特別法人税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

3 国税通則法第七十条第三項(租税特別措置法第六十六条の四第十七項又は第六十八条の八十八第十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により法人税について更正の請求(国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をいう。以下この項において同じ。)に係る更正が行われた場合には、当該法人税に係る復興特別法人税についての更正若しくは決定(国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この条において同じ。)又は当該更正若しくは決定に伴って行われることとなる加算税(国税通則法第六十九条に規定する加算税をいう。第六項及び第十項において同じ。)についてする賦課決定(国税通則法第三十二条第一項又は第二項の規定による決定をいう。以下この条において同じ。)は、国税通則法第七十条第一項及び第二項の規定並びに第六項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができ。同条第三項(第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により復興特別法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合における当該復興特別法人税に係る法人税についての更正又は賦課決定についても、同様とする。

4 同 上

人税に係る復興特別法人税についての更正決定等を行うことができる期間の満了する日後に到来するときは、当該復興特別法人税についての更正若しくは決定又は当該更正若しくは決定に伴って行われることとなる加算税についてする賦課決定は、同条の規定並びに第三項及び第八項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月間においても、することができ。同法第七十一条第一項（同号に係る部分に限る。）の規定により復興特別法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合における当該復興特別法人税に係る法人税についての更正又は賦課決定についても、同様とする。

6| 前項の場合において、国税通則法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「あつた日」とあるのは、「あつた日とし、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第五項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）の規定による更正若しくは決定又は賦課決定により納付すべきものについては、同項に規定する更正又は決定があつた日」とする。

7| 省 略

8| 更正決定等で次の各号に掲げるものは、国税通則法第七十条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができ。この場合において、同条第三項及び第四項並びに同法第七十一条第一項の規定の適用については、同法第七十条第三項中「前二項の規定により」とあるのは「前二項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第六十三条第八項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）の規定により」と、「前二項」とあるのは、「前二項及び同条第八項」と、同条第四項中「第一項又は前項」とあるのは「第一項、前項又は特別措置法第六十三条第八項」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは「が前条及び特別措置法第六十三条第八項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」と、「前条」とあるのは「前条及び同項」とする。

一・二 省 略

9| 省 略

10| 第八項の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき復興特別法人税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「特別措置法第六十三条第八項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」の規定

5| 同 上

6| 更正決定等で次の各号に掲げるものは、国税通則法第七十条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができ。この場合において、同条第三項及び第四項並びに同法第七十一条第一項の規定の適用については、同法第七十条第三項中「前二項の規定により」とあるのは「前二項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第六十三条第六項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）の規定により」と、「前二項」とあるのは、「前二項及び同条第六項」と、同条第四項中「第一項又は前項」とあるのは「第一項、前項又は特別措置法第六十三条第六項」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは「が前条及び特別措置法第六十三条第六項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」と、「前条」とあるのは「前条及び同項」とする。

一・二 同 上

7| 同 上

8| 第六項の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき復興特別法人税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「特別措置法第六十三条第六項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」の規定

により読み替えて適用される第七十条第三項」とする。

11) 省 略

12) 租税特別措置法第六十六条の四の二の規定は、第八項第一号に掲げる更正決定により納付すべき復興特別法人税の額及び当該復興特別法人税の額に係る加算税の額について準用する。この場合において、同条第四項中「納税の猶予」とあるのは「納税の猶予」（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第十二項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）と、同条第六項中「の規定による納税の猶予を含む。」又は」と、同法第五十二条第一項とあるのは「（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第十二項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による納税の猶予を含む。）又は」と、同法第五十一条第一項とあるのは「（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）第六十三条第十項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。第五十一条第一項において同じ。）の規定による納税の猶予を含む。）又は」と、同法第五十一条第一項と読み替えるものとする。

13) 省 略

14) 租税条約等実施特例法第七条第三項の規定は、内国法人又は相手国居住者等が第五十七条各号に掲げる金額につき租税条約等実施特例法第七条第一項（前項において準用する場合を含む。）の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る事業年度若しくは連結事業年度後の各課税事業年度の復興特別法人税申告書に記載した、若しくは国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた課税事業年度に係る第五十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる時、又はその更正に係る事業年度若しくは連結事業年度後の各課税事業年度の復興特別法人税申告書に記載した課税事業年度に係る同項第三号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる時、その更正を受けた内国法人又は相手国居住者等について準用する。この場合において、租税条約等実施特例法第七条第三項の表法人税法第八十条の二の項及び法人税法第八十二条の項中、

により読み替えて適用される第七十条第三項」とする。

9) 同 上

10) 租税特別措置法第六十六条の四の二の規定は、第六項第一号に掲げる更正決定により納付すべき復興特別法人税の額及び当該復興特別法人税の額に係る加算税の額について準用する。この場合において、同条第四項中「納税の猶予」とあるのは「納税の猶予」（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第十項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）と、同条第六項中「の規定による納税の猶予を含む。」又は」と、同法第五十二条第一項とあるのは「（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第十項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による納税の猶予を含む。）又は」と、同法第五十一条第一項とあるのは「（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）第六十三条第十項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。第五十一条第一項において同じ。）の規定による納税の猶予を含む。）又は」と、同法第五十一条第一項と読み替えるものとする。

11) 同 上

12) 租税条約等実施特例法第七条第三項の規定は、内国法人又は相手国居住者等が第五十七条各号に掲げる金額につき租税条約等実施特例法第七条第一項（前項において準用する場合を含む。）の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る事業年度若しくは連結事業年度後の各課税事業年度の復興特別法人税申告書に記載した、若しくは国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた課税事業年度に係る第五十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる時、又はその更正に係る事業年度若しくは連結事業年度後の各課税事業年度の復興特別法人税申告書に記載した課税事業年度に係る同項第三号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる時、その更正を受けた内国法人又は相手国居住者等について準用する。この場合において、租税条約等実施特例法第七条第三項の表法人税法第八十条の二の項及び法人税法第八十二条の項中、

「更正の特例」とあるのは、「更正の特例」（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六十三条第十三項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）と読み替えるものとする。

15| 租税条約等実施特例法第七条第四項の規定は、第十三項において準用する同条
第一項の規定による更正に係る還付金又は過納金について準用する。

16| 省 略

「更正の特例」とあるのは、「更正の特例」（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六十三条第十一項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）と読み替えるものとする。

13| 租税条約等実施特例法第七条第四項の規定は、第十一項において準用する同条
第一項の規定による更正に係る還付金又は過納金について準用する。

14| 同 上

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十五年六月一日

イ 第一条中所得税法第十七条の改正規定及び附則第三条の規定

ロ 第六条中国税通則法第三十三条の改正規定及び同法第八十五条の改正規定

ハ 第八条中租税特別措置法第四十条の改正規定、同法第四十一条第五項の改正規定（「をいう。以下この項」を「又は同法第十六条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第九条第一項に規定する特定建築物に該当する家屋で政令で定めるものをいう。以下この項」に改める部分に限る。）及び同法第七十四条の二第二項の改正規定並びに附則第五十三条、第五十四条第二項及び第八十七条第一項の規定

ニ 第十条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表租税特別措置法の項の改正規定

二 第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十一条の改正規定及び同法第十一条の二の改正規定 平成二十五年七月一日

三 次に掲げる規定 平成二十六年一月一日

イ 第八条中租税特別措置法第九条の八の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）、同法第十条の二の改正規定、同法第十条の五の改正規定、同法第十条の六第一項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、同条第二項の改正規定（「」から第三項まで」を削る部分に限る。）、同条第三項の改正規定（「若しくは第十条の三第五項」を「第十条の三第五項若しくは第十条の五の三第五項」に改める部分を除く。）、同法第二十二條第一項の改正規定（「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「以下この項」を「第一号」に改める部分を除く。）、同法第二十六条第一項の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定、同法第三十七条の十四の三第四項の改正規定、同法第四十一条の改正規定（同条第五項中「（平成二十四年法律第八十四号）」を削り、「をいう。以下この項」を「又は同法第十六条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第九条第一項に規定する特定建築物に該当する家屋で政

令で定めるものをいう。以下この項に改める部分、同条第六項中「第二項」を「第三項」に改める部分、同条第八項中「第三十七條の五若しくは第三十七條の九の二」を「若しくは第三十七條の五」に改める部分、同条第九項中「第三十七條の五又は第三十七條の九の二」を「又は第三十七條の五」に改める部分、同条第十項中「第二項」を「第三項」に改める部分、同条第十四項に係る部分（同項を同条第二十一項とする部分を除く。）及び同条第十五項に係る部分（同項を同条第二十二項とする部分を除く。）を除く。）、同法第四十一条の二の改正規定、同法第四十一条の二の改正規定、同法第四十一条の三第一項の改正規定、同法第四十一条の三の二の改正規定（同条第二項中「三十万円」を「五十万円」に、「第二項」を「第三項」に改める部分及び同条第五項中「三十万円」を「五十万円」に、「第二項」を「第三項」に改める部分を除く。）、同法第四十一条の十九の二第一項の改正規定（「平成二十五年十一月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める部分に限る。）、同法第四十一条の十九の四第一項の改正規定（「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める部分に限る。）、同法第五十八条第五項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第六十九條の四第一項の改正規定、同条第三項第二号の改正規定、同法第九十三條の改正規定（同条第一項に一号を加える部分、同条第二項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に一号を加える部分及び同条第四項中「第七十條の七第二十三項及び第七十條の七の第二十三項（第七十條の七の四第十四項）」を「第七十條の七第十四項第十号及び第二十八項並びに第七十條の七の第二十四項第十号イ（第七十條の七の四第十一項において準用する場合を含む。）及び第二十八項（同条第十五項）」に改める部分を除く。）、同法第九十四條の改正規定、同法第九十五條の改正規定及び同法第九十七條の二の改正規定（同条第十項及び第二十二項に係る部分に限る。）並びに附則第三十二條、第三十四條、第三十六條、第三十九條、第四十條、第四十八條、第四十九條、第五十四條第一項及び第四項、第五十五條第三項、第八十五條第一項、第九十條、第九十一條並びに第四百四條（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第八條第二項の表第三項の項の改正規定（「第十條の二第四項各号」を「第十條第八項第五号」に改める部分に限る。）に限る。）の規定

ロ 第九條中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十條の四第一項の改正規定（「第十條の二第四項各号」を「第十條第八項

第五号」に改める部分に限る。）、同法第十条の五第六項の改正規定、同法第十三条の改正規定及び同法第十三条の二の改正規定並びに附則第九十五条の規定

四 次に掲げる規定 平成二十六年四月一日

イ 第五条及び附則第十六条の規定

ロ 第八条中租税特別措置法第四十一条第六項の改正規定（「第二項」を「第三項」に改める部分に限る。）、同法第十項の改正規定（「第二項」を「第三項」に改める部分に限る。）、同法第四十一条の三の二の改正規定（同条第二項中「三十万円」を「五十万円」に、「第二項」を「第三項」に改める部分及び同条第五項中「三十万円」を「五十万円」に、「第二項」を「第三項」に改める部分に限る。）、同法第四十一条の三の三の改正規定（同条第一項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第四十一条の三の三の改正規定（同条第一項中「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める部分及び同条第二項中「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第四十一条の四の見出しの改正規定、同条の改正規定（同条第一項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める部分を除く。）並びに同法第四十二条の三第一項及び第三項の改正規定（「第四十一条の十九の四第十三項」を「第四十一条の十九の四第十四項」に改める部分に限る。）並びに附則第五十五条第一項及び第二項、第五十九条並びに第六十条の規定

五 次に掲げる規定 平成二十七年一月一日

イ 第一条中所得税法第八十九条第一項の表の改正規定、同法別表第二(ハ)の改正規定、同法別表第三の改正規定及び同法別表第四の改正規定並びに附則第五条から第七条までの規定

ロ 第三条の規定（同条中相続税法第一条の三第二号の改正規定、同法第一条の四第二号の改正規定及び同法第二十一条の四（見出しを含む。）の改正規定を除く。）並びに附則第十条、第十二条及び第十三条の規定

ハ 第八条中租税特別措置法第九条の七第一項の改正規定、同法第六十九条の四第二項の改正規定、同法第六十九条の五の改正規定、同法第七十条の三の前に二条を加える改正規定、同法第七十条の四の見出しの改正規定、同法第七十条の六の見出しの改正規定、同法第七十条の六の四の見出しの改正規定、同条第二項第五号の改正規定、同条第十三項の改正規定、同法第十四項の改正規定（

「納税猶予」の下に「及び免除」を加える部分に限る。）、同条第十五項の改正規定、同法第七十条の七（見出しを含む。）の改正規定（同条第二項第三号トを削る部分及び同項第五号中「第七十条の二の二」を「第七十条の二の三及び第七十条の二の四」に改める部分を除く。）、同法第七十条の七の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第七十条の七の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第七十条の八の二の改正規定、同法第九十三条第一項の改正規定（同項に一号を加える部分に限る。）、同条第二項の改正規定（同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に一号を加える部分に限る。）及び同条第四項の改正規定（「第七十条の七第二十三項及び第七十条の七の二第二十三項（第七十条の七の四第十四項）」を「第七十条の七第十四項第十号及び第二十八項並びに第七十条の七の二第十四項第十号イ（第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。）」及び第二十八項（同条第十五項）に改める部分に限る。）並びに附則第三十一条、第八十五条第二項並びに第八十六条第一項、第二項及び第四項から第十五項までの規定

ニ 第九条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の三の改正規定及び同法第三十八条の四の改正規定並びに附則第一百条の規定

六 次に掲げる規定 平成二十八年一月一日

イ 第一条中所得税法第六条の三第四号の改正規定、同法第十一条の改正規定、同法第十四条第一項の改正規定、同法第二十三条第一項の改正規定、同法第二百二十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第二百二十四条の三の改正規定、同法第二百二十五条第一項の改正規定、同法第二百四十二条第四号の改正規定及び同法別表第一の改正規定並びに次条並びに附則第四条並びに第八条第一項及び第二項の規定

ロ 第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の改正規定

ハ 第八条中租税特別措置法第三条の改正規定、同法第三条の二の改正規定、同法第三条の三の改正規定、同法第四条の四第三項の改正規定、同法第五条の二の改正規定、同法第五条の三の改正規定（同条第一項中「平成二十五年三月三十一日までに発行された特定振替社債等」を削る部分及び「受けているもの」「を」受けている特定振替社債等」に改める部分、同条第二項に係る部分（「第五項」を「第九項」に改める部分を除く。）並びに同条第四項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り上

げ、同項第七号を同項第六号とし、同号の次に一号を加える部分を除く。）、
同法第六条の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第八条の二の改正規定、
同法第八条の三の改正規定、同法第八条の四（見出しを含む。）の改正規定、
同法第八条の五（見出しを含む。）の改正規定、同法第九条の二第一項の改正
規定、同法第九条の三の改正規定、同法第九条の三の二の改正規定、同法第九
条の七第二項の改正規定、同法第九条の八第一号の改正規定、同法第二十九
条の二第四項並びに第二十九条の三第三項及び第六項の改正規定、同法第三十七
条の十（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十七条の十一及び第三十七
条の十一の二を削る改正規定、同法第三十七条の十の二の改正規定、同条を第三
十七条の十一の二とする改正規定、同法第三十七条の十の次に一条を加える改
正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定、同法第三十七条の十一の五第
一項の改正規定、同法第三十七条の十一の六の改正規定、同法第三十七
条の十二の改正規定、同法第三十七條の十二の二の改正規定、同法第三十七
条の十三の改正規定（同条第一項第一号に係る部分を除く。）、同法第三十七
条の十三の二の改正規定、同法第三十七條の十四の二の改正規定、同法第三十七
条の十五の改正規定、同法第三十七條の十六を削る改正規定、同法第三十八
条の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第一項中「第三条第一
項」を「
（昭和六十二年法律第六十二号）第三条第一項」に改め、「民間都市開発推進
機構」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を加える部分を除く。）、同
条の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十三（見出しを含む。）の
改正規定（同条第二項中「平成二十五年三月三十一日までに発行された第五
条の三第四項第一号」を「第五條の三第四項第七号」に改める部分を除く。）、
同条の次に二条を加える改正規定、同法第四十一条の二十の二第二項第三号の
改正規定、同法第四十二条の二第一項第一号の改正規定（「これに類するもの
として政令で定めるもの」を「第五条の三第四項第七号イからリまでに掲げる
もの」に改める部分を除く。）、同項第四号の改正規定、同法第四十二条の二
の二の改正規定、同法第四十二条の三の改正規定（同条第一項及び第三項に係
る部分を除く。）、同法第六十七條の十七の改正規定（同条第二項中「平成二
十五年三月三十一日までに発行された第五条の三第四項第一号」を「第五條の
三第四項第七号」に改める部分を除く。）、同法第六十七條の十八を削る改正
規定、同法第八十条第二項の改正規定並びに同法第九十七條の二第三十項の改
正規定並びに附則第十九條から第二十一条まで、第二十二条第一項から第五項

まで、第二十三条から第二十九条まで、第四十二条から第四十七条まで、第五十条から第五十二条まで、第五十六条から第五十八条まで、第七十二条、第七十三条及び第一百一条の規定

二 第十條中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六条第七号の改正規定、同法第十条の改正規定及び同法第二十八条第一項の改正規定

七 第一条中所得税法第二百二十四条の五第一項の改正規定及び附則第八条第三項の規定、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十六号）の施行の日

八 第八条中租税特別措置法第六十七条の十五第一項第二号への改正規定及び附則第七十一条の規定、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九号）の施行の日

九 第八条中租税特別措置法第八十三条の三を第八十三条の四とし、第八十三条の二の次に一条を加える改正規定、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九号）の施行の日

十 次に掲げる規定、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九号）の施行の日

イ 第九条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二第一項の表の第一号の改正規定、同法第十条の二の二（見出しを含む。）の改正規定、同条を同法第十条の二の三とする改正規定、同法第十条の二の次に一条を加える改正規定（同条第二項中の「第十条の五」の下に「若しくは第十条の五の四」を加える部分を除く。）、同法第十条の三の二（見出しを含む。）の改正規定（同条第二項中の「第十条の五」の下に「若しくは第十条の五の四」を加える部分を除く。）、同法第十条の三の三とする改正規定、同法第十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十条の四第一項の改正規定（「第十条の三第四項」を「第十条の五の三第四項」に改める部分及び「第十条の二第四項各号」を「第十条第八項第五号」に改める部分を除く。）、同法第十条の五第一項の改正規定、同法第十一条の三の改正規定、同法第十七条の二第一項の表の第一号の改正規定、同法第十七条の二の二の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「第四十二条の十二」の下に「第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第三項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四」を加える部分を除く。）、同条第四項の改正規定、同条第六項各号の改正規定、同条

第七項の改正規定、同条を同法第十七条の二の三とする改正規定、同法第十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第十七条の三第一項の改正規定（「第五十一条」を「第六十四条」に、「第五十二条」を「第六十五条」に改める部分に限る。）、同条第二項第一号から第三号までの改正規定、同法第十七条の三の二の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定（「第六十二条第一項」を「第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第六十二条第一項」に改める部分を除く。）、同条第二項第一号から第三号までの改正規定、同項第四号の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定（「第十七条の三の二」を「第十七条の三の三」に改める部分に限る。）、同条を同法第十七条の三の三とする改正規定、同法第十七条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十七条の四第一項の改正規定（「第四十二条の十一第三項」を「第四十二条の十二の三第三項」に、「第四十二条の四の二第八項各号」を「第四十二条の五第四項」に、「含む。」）を「該当するもの」に、「第六十八条の十五の三第一項各号」を「第六十八条の十五の六第一項各号」に改める部分を除く。）、同法第十七条の五第一項の改正規定、同法第十八条の三の改正規定、同法第十八条の五第一項の改正規定、同法第十八条の六第一項の改正規定、同法第十八条の七第一項の改正規定、同法第二十五条の二第一項の表の第一号の改正規定、同条第二項の改正規定（「並びに次条第二項」を「次条第二項」に改める部分及び「及び第三項」の下に「並びに第二十五条の二の三第二項及び第三項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の二の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「第六十八条の十五の二」の下に「第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五」を加える部分を除く。）、同条第四項の改正規定、同条第六項第四号の改正規定、同条第七項の改正規定、同条を同法第二十五条の二の三とする改正規定、同法第二十五条の二の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の三第一項の改正規定（「第五十一条」を「第六十四条」に、「第五十二条」を「第六十五条」に改める部分に限る。）、同条第二項第一号から第三号までの改正規定、同法第二十五条の三の二の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定（「第六十八条の六十七第一項」を「第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六十七第一項」に改める部分を除く。）、同条第二項第一号から第三号までの改正規定、同条第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、

同条第五項の改正規定（「第二十五条の三の二」を「第二十五条の三の三」に改める部分に限る。）、同条を同法第二十五条の三の三とする改正規定、同法第二十五条の三の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の四第一項の改正規定（「第六十八条の十五の三」を「第六十八条の十五の六」に、「第六十八条の十五第三項」を「第六十八条の十五の四第三項」に、「第六十八条の九の二第八項第一号」を「第六十八条の十第四項」に、「含む。」を「該当するもの」に改める部分を除く。）、同法第二十五条の五第一項の改正規定、同法第二十六条の三の改正規定、同法第二十六条の五第一項の改正規定、同法第二十六条の六第一項の改正規定及び同法第二十六条の七第一項の改正規定並びに附則第九十二条、第九十七条第二項、第九十九条第二項及び第四百四条（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第八条第二項の改正規定（「新租税特別措置法」を「平成二十五年新租税特別措置法」に改める部分及び同項の表の改正規定を除く。）、同項の表第一項の項の改正規定、同表第二項の項の改正規定（「若しくは第十条の二の二第四項」を「第十条の二の二第四項若しくは第十条の二の三第四項」に改める部分に限る。）、同表第三項の項の改正規定（「若しくは第十条の二の二第五項」を「第十条の二の二第五項若しくは第十条の二の三第五項」に改める部分に限る。）、同法附則第二十二條第三項の改正規定（同項の表の改正規定を除く。）、同項の表第十七條の二の二第九項の項の次に次のように加える改正規定、同表に次のように加える改正規定、同法附則第二十三條第二項の改正規定（「新租税特別措置法」を「平成二十五年新租税特別措置法」に改める部分及び同項の表の改正規定を除く。）、同項の表第一項の項の改正規定、同表第二項の項の改正規定（「若しくは第十七條の二の二第三項」を「第十七條の二の二第三項若しくは第十七條の二の三第三項」に改める部分に限る。）、同表第三項の項の改正規定（「若しくは第十七條の二の二第四項」を「第十七條の二の二第四項若しくは第十七條の二の三第四項」に改める部分に限る。）、同法附則第三十三條第三項の改正規定（同項の表の改正規定を除く。）、同項の表第二十五條の二の二第九項の項の次に次のように加える改正規定、同表に次のように加える改正規定、同法附則第三十四條第二項の改正規定（「新租税特別措置法第六十八條の十五の三」を「平成二十五年新租税特別措置法第六十八條の十五の六」に改める部分及び同項の表の改正規定を除く。）、同項の表第一項の項の改正規定、同表第二項の項の改正規定（「若しくは第二十五條の二の二第三項」を「第二十五條の二の二第三項若しくは第二十五條の二の三第三項」

に改める部分に限る。）、同表第三項の項の改正規定（「若しくは第二十五条の二の二第四項」を、「第二十五条の二の二第四項若しくは第二十五条の二の三第四項」に改める部分に限る。）及び同法附則第六十六条第二項の改正規定に限る。）の規定

ロ 第十条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第五十二条第二項第四号の改正規定（「第二十五条の三第一項並びに第二十五条の三の二第一項」を「第二十五条の二の三第二項及び第三項、第二十五条の三第一項、第二十五条の三の二第一項並びに第二十五条の三の三第一項」に改める部分に限る。）

（公共法人等及び公益信託等に係る非課税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の所得税法（以下附則第八条までにおいて「新所得税法」という。）第十一条の規定は、同条第一項又は第二項に規定する内国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託が平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する利子等、配当等、給付補填金、利息、利益、差益及び利益の分配について適用し、第一条の規定による改正前の所得税法（以下附則第八条までにおいて「旧所得税法」という。）第十一条第一項又は第二項に規定する内国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託が同日前に支払を受けるべき同条第一項に規定する利子等、配当等、給付補填金、利息、利益、差益及び利益の分配については、なお従前の例による。

（源泉徴収に係る所得税の納税地に関する経過措置）

第三条 新所得税法第十七条の規定は、同条に規定する源泉徴収をすべき所得税及び旧所得税法第十七条に規定する源泉徴収をすべき所得税を平成二十五年六月一日以後に納付する場合について適用し、同条に規定する源泉徴収をすべき所得税を同日前に納付した場合には、なお従前の例による。

（利子所得に関する経過措置）

第四条 新所得税法第二十三条第一項の規定は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき旧所得税法第二十三条第一項に規定する利子等については、なお従前の例による。

（所得税の税率に関する経過措置）